

平成27年第2回(3月)川南町議会定例会会議録(4日目)

平成27年3月13日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成27年3月13日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第 8号 | 平成26年度川南町一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第2 | 議案第 9号 | 平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第3 | 議案第10号 | 平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第4 | 議案第11号 | 平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第5 | 議案第12号 | 平成26年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第6 | 議案第13号 | 平成26年度川南町後期高齢者医療特別特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第7 | 議案第14号 | 平成26年度川南町水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第8 | 議案第 2号 | 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を定めるについて |
| 日程第9 | 議案第 3号 | 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 4号 | 川南町税条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 5号 | 川南町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 6号 | 川南町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 7号 | 川南町消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第 15号 | 平成27年度川南町一般会計予算 |
| 日程第15 | 議案第 16号 | 平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第 17号 | 平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第 18号 | 平成27年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第 19号 | 平成27年度川南町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第 20号 | 平成27年度川南町介護認定審査会特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第 21号 | 平成27年度川南町介護保険特別会計予算 |

日程第21 議案第 22号 平成 2 7 年度川南町後期高齢者医療特別会計予算

日程第22 議案第 23号 平成 2 7 年度川南町水道事業会計予算

出席議員(12名)

1番	中津 克司 君	2番	河野 幸夫 君
3番	濱本 義則 君	4番	川上 昇 君
5番	林 光政 君	6番	川越 忠明 君
7番	内藤 逸子 君	8番	児玉 助壽 君
9番	米山 知子 君	10番	税田 榮 君
11番		12番	徳弘 美津子 君
13番	竹本 修 君		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	諸橋 司 君	まちづくり課長	永友 尚登 君
産業推進課長	押川 義光 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	三角 博志 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	杉尾 英敏 君
代表監査委員	中村 守 君		

午前9時00分開会

○議長(竹本 修君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員議員控室に移動願います。

午前9時01分休憩

.....

午前9時50分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1 議案第8号 「平成26年度川南町一般会計補正予算(第8号)」

日程第2 議案第9号 「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」

日程第3 議案第10号 「平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第2号)」

日程第4 議案第11号 「平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」

日程第5 議案第12号 「平成26年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」

日程第6 議案第13号 「平成26年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」

日程第7 議案第14号 「平成26年度川南町水道事業会計補正予算(第3号)」

以上7議案を一括議題とします。

本7議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(内藤 逸子君) 総務厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第8号平成26年度川南町一般会計補正予算(第8号)について、ほか3件の議案についてであります。

これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました。

議案第8号「平成26年度川南町一般会計補正予算(第8号)」について、議案第9号「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」、議案第12号「平成26年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、議案第13号「平成26年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」については、いずれも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、審査の経過において、特に議論となりました議案第8号「平成26年度川南町一般会計補正予算(第8号)」についてのうち、主なものは、子供の医療費助成交付金1700万円については、地域住民生活緊急支援のための交付金、消費喚起生活支援型を活用し、小学生から高校生までの医療費助成です。自己負担上限額1,000円とする半年間の助成ですが、

ことしだけでなく、来年度以降も継続して行うべきとの意見がありました。また、担当課も継続して行うべきだと思ふとのことでした。

子育て世帯臨時特例給付金の実績確定に伴う178万円の減額については、申請主義により、支給に際して、申請がされなければ支払いができない仕組みがありますが、申請に必要な情報を税務課で管理しているので、合理的な方法等簡素化できないのかとの意見がありました。

子宮頸がんワクチン接種事業は、せっかくつけられた予算が使われなかったのはなぜなのか、副作用への不安感が広がったことではないかとのことです。

地域振興費については、川南町の人口対策を総合的に取り組むため、課をまたいでプロジェクトチームがつくられ、27年度末まで繰り越して事業ができる予算です。

次に、議案第9号「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についての主なものは、出産祝い金の減額は、出生率の減少です。

特定健康受診者数が伸びなかったことは、特に口蹄疫前の受診率に戻したいとの努力目標を持って、はがき、電話、訪問等で努力をしたが、目標達成はできなかったようです。特定健診の受診者が伸びなかったことについてしっかり検証し、保健師の本来業務をどう確保するのか、広報活動や住民との対話など工夫してほしいとの要望がありました。

議案第12号「平成26年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）」については、主なものは、介護保険制度の介護報酬改定等に伴うシステム改修によるものです。

議案第13号「平成26年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、主なものとしては、後期高齢者広域連合納付金の減額によるものです。

総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第14号について、審査の経過と結果について報告いたします。いずれの議案も担当職員に出席を求め、委員全員出席のもと審査いたしました。

議案第8号平成26年度川南町一般会計補正予算（第8号）については、審査の結果、特段異議や討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

歳入歳出の幾つかを上げますと、歳入のうち、12款一般廃棄物処理手数料の200万円減額については、平成26年4月からの消費税増税前の駆け込み需要により、昨年3月のごみ袋交付枚数が例年の2倍強になり、その反動で、4月以降の交付が落ち込んだためであります。

また、19款雑入の過年度収入は、都農川南葬斎センターの過年度清算金が41万5000円、西都児湯環境整備事務組合過年度清算金のうち、クリーンセンター分が1140万1000円、火葬場建設分が10万5000円となっております。

また、歳出では、2款地域振興費のプレミアムつき商品券発行事業3300万円については、国主導の事業で、できる限り児湯エリア内で活性化が図られるよう、既に商工会には話を打ちかけているとの説明でした。

なお、この事業に対しては、消費者ニーズを十分に取り込み、理にかなった効果を生むよう、強く意見が付されました。

今事業をはじめ、繰越明許費となる他の事業についても、今後、直接予算の支出状況について数字を見る機会はないとの説明でした。

3款児童館費の放課後児童対策事業161万7000円の減額については、金鈴学園を委託先としたもので、利用はふえたものの見込みよりは少なかったための執行残であります。

6款国営土地改良事業費の国営尾鈴土地改良事業負担金6億2495万円は、補足説明でもありましたとおり、平成25年度までの町負担元金を整理した額であって、利子を含めた残金104万8405円について、平成27年度に清算を行い、支払う計画とのことでした。これにより、このたびの国営事業に係る町負担分は終了となります。

7款商工費の商工業振興費、工場等設置奨励金775万1000円は、条例に基づいた奨励金として、香川ランチに538万9800円、村田製菓に236万800円を交付するものです。

8款土木費、地方道路交付金事業では、事業費の減額により1046万8000円減額となっています。

10款の文化財保護費の450万円の減額は、当初計画していた川南湿原の堤体補強工事と排水工事について、平成27年度以降の国庫補助対象事業とするため、全額減額するものです。なお、平成27年度に排水工事を、平成28年度に堤体工事を施行する計画とのことでした。

議案第10号平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）については、役務費や施設保守点検委託料などの入札執行残104万6000円を歳入歳出それぞれから減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1127万7000円とするものであります。

審査の結果、別段異議なく原案どおり全員賛成で可決いたしました。

議案第11号平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、維持管理委託料や工事請負費などの入札執行残による327万7000円を歳入歳出それぞれから減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1020万6000円とするものであります。

審査の結果、異議なく原案どおり全員賛成で可決いたしました。

議案第14号「平成26年度川南町水道事業会計補正予算（第3号）」については、収益的支出において、営業費用の中で、原水及び上水費の修繕費が208万4000円の減額、総排水及び給水費の修繕費で387万2000円の減額、そして、総経費の退職給付費に322万8000円を計上し、営業費用として372万8000円の減額となっています。

特別損失の15万8000円は、平成20年度の13件、35カ月の水道料金の不納欠損であります。

討論はなく、採決の結果、異議なく原案どおり全員賛成で可決であります。

以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論採決は議案ごとに行います。

議案第8号「平成26年度川南町一般会計補正予算（第8号）」について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「平成26年度川南町一般会計補正予算（第8号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号「平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）」について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号「平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、討論

を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号「平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号「平成26年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号「平成26年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号「平成26年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号「平成26年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号「平成26年度川南町水道事業会計補正予算（第3号）」について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号「平成26年度川南町水道事業会計補正予算（第3号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 「川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を定めるについて」を議題とします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第3号 「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。質疑はありますか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第3号のこの中の消防団員で、この改正後の中で、第3条、消防団員の出勤のうち、訓練及び警戒については2,200円、水火災及び捜索については5,000円を支給するとありますが、この2,200円なり、5,000円というものは、消防団員の手に直接手渡されているものなののでしょうか。（発言する者あり）

もう一度言います。3号議案の中の、この変更後の消防団員の費用弁償のことです。

現在は、出勤、訓練及び警戒については2,200円を支給することから、これに今度は水火災及び捜索については5,000円を支給すると、増額という形ではあるんですが、この支給については、消防団員の手に渡るといふ種類のものなののでしょうか。それとも、各消防団に渡されるという種類のものなののでしょうか。

○まちづくり課長（永友 尚登君） これは、消防団員の出勤手当でありますので、本人に支給される分であります。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありますか。

○議員（川上 昇君） お伺いします。

改正後なんですけど、囑託員のところで地域おこし協力隊、多分月額だとは思いますが、略されていますんでわかりませんが、月額16万6000円ということになっておりますが、これの算出根拠、それから近隣の、仮に新富町は地域おこし協力隊入っていますので、その辺の調査なり、参考にされたかというのをひとつお伺いします。

それから、自治公民館の運営委員、月額2万円。これ、私の記憶が間違っていたら大変申

し訳ないんですが、1年前に1年間の限定で運営委員1人当たり月額2万円ということで、確かそういうことだったと思うんですが、このまま上がっているというその理由。

それからもう1つ、自治公民館の公民館長の月額15万円以内で町長が定める基準により算定した額ということになっておりますが、当然、計算では件数がそれぞれ変わってくるかと思うんですが、この町長が定める基準というのは、毎年見直されるのか。そこをお伺いします。

○総務課長(諸橋 司君) 川上議員の御質疑にお答えをいたします。

地域おこし協力隊の月額報酬の根拠なんですけど、地域おこし協力隊につきましては、1隊員あたり上限200万円という特別交付税措置をされることになっております。これを月額に引き直したところ、16万6000円となっております。

それから、新富町の地域おこし協力隊の月額報酬のことをお尋ねだったんですけど、新富町は16万5000円と聞いております。

以上です。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 下線の部分の引き方、ちょっとどうかと思うんですが、まず、内容自体は変わっておりません。

それで、議員が言われました運営委員は1年ということだったということなんですけど、これは全員勉強会のほうでも説明いたしましたが、昨年の9月に館長のほうのアンケート、また、運営委員との座談会、それから、館長のほうと運営委員のほうにいろいろな課題とかを上げていただいたんですが、まず、初年度の、移行された1年目については、何とか移行期間で運営されていますが、2年目を迎えるに当たって、さらにもう1年延長してほしいということで強い要望がありました。

その点につきましても御説明いたしたところではありますが、そういった中で、私どもはあくまで1年が前提ですということで、当初はこの運営委員にかわるものを活動費の中でお願いしたいということで、かなり折衝してきました。ただ、どうしてももう1年だけは、やはり軌道に乗るまでに時間がかかるということでいただきましたので、もう1年だけということ限定をお願いして、今後は但し、3年度目からは活動費の中でそういった役職の方を、どうしても今現在でもそういった振興班長とのつなぎ、そういった役目の方がいるということなものですから、今後はそういった方向に移行させてくださいということで申し上げておりました、この分については、27年度、もう1年延長したいということでもあります。

それから、館長の支給基準ですが、これは基準の要件の1つに、4月1日現在の世帯数を設けておりますので、これが当然毎年変わってきます。言えば、毎日変わるようなもので、それを条例の中でうたい込むことができませんので、基準については、以前と何ら変わっておりません。

以上です。

○議員(川上 昇君) 内容についてはわかりました。

ただ、自治公民館の運営委員については、パッと見た目、きりがないと言えきりがないという部分はあるのかというふうに思うんですが、公民館側、それから役場側ということで、それぞれ話し合いの結果、あと1年ということとされているということであればやむを得ないかというふうに理解しているところです。

わかりました。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10 議案第4号 「川南町税条例及び川南町後期高齢者医療条例の一部改正について」を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11 議案第5号 「川南町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12 議案第6号 「川南町営住宅管理条例の一部改正について」を議題とします。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） この新しい条例、見直しの中で、暴力団員を締め出すような条例になっているんですが、暴力団員ってどこで見分けるのかが私にはわからないので、説明お

願います。

○建設課長（村井 俊文君） 内藤議員の御質疑にお答えします。

暴力団員であるかどうかは、県警のほうにお伺いを立て、照会をして回答を得るようになっていきます。

以上でございます。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第13 議案第7号 「川南町消防団員に係る消防功労金の支給に関する条例の一部改正について」を議題とします。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 処遇改善に逆行するのではないか。

地域で本当に大事な役割を担っている消防団員に対する消防団功労金ですが、何で減額するのかお尋ねします。

○まちづくり課長（永友 尚登君） この議案につきましては、補足説明でも申し上げましたとおり、平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実に関する法律が施行されたことにより、消防団員の確保、その他について、国及び地方公共団体に必要な措置を講ずることが義務づけられたわけでありますが、今回、逆行するということなんですが、お断りしたいんですが、この議案につきましては、先ほどの議案第3号の部分とちょっと関連がありますので、ちょっと説明させていただきます。

議案第3号のほうで、現在の2,200円から5,000円に引き上げて、約2.27倍の差額として2,800円上げるわけなんですけど、国の報奨金がこれとは別に、消防功労金は10年以上在籍した消防団員に対して支給されるわけですが、それ以外に、消防団員のほうには国の消防基金のほうがありまして、ただし、対象が5年以上の消防団員になりますが、これに関する退職報償金という部分が一律5万円引き上げられました。

ですから、2つ消防団員としては、10年以上在籍した場合には2つの退職報償金と功労金が支給されます。

それで、先ほどありました処遇改善に向けて、町としては本人にわたる分として、もちろんこれもわたりますが、先ほど言いましたように2.27倍、2,800円、予算額にして、本年度134万4000円ぐらいの増額になるわけです。この財源をどうするかと考えた場合に、国のほうの支給が一律5万円支給されるならば、その分を、一部2万円、部長以上は2万円なんで

すが、班長以下は1万円ですが、減額させていただいて、こちらのほうに財源を充当させていただいて、本人に毎年わたる分を増額して処遇の改善をしたいということで、こういった提案をさせていただきました。

参考までに、これまでも、平成20年、子育て祝い金支給条例につきましても、廃止した財源を子育て等の直接的な関連制度に充当したというような経緯もございますので、やはりこういったメリハリをつけるかということで、国のほうの支給額が上がればその分、わずかですが、こちらのほうで在籍している間、支給される出勤で当てについて増額されれば、トータルでは相当な支給額になるんじゃないかと思っておりますので、トータルで考えますと、処遇改善につながっていくと考えております。

以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この議案第7号ですけど、これは国がしとった国策になるわけじゃけど、消防団員の現員に対する国策だけど、国に乗っかるわけじゃないけど、町は町としての、町の消防団員の画策として、町策でやらなっちゃけんど、国が5万円上げたから町が消防団員を確保せないかんちゅう策が全然見えんと。ただ、財源のことばかり言いよるけんど。

今のままじゃ、どんどんへがっていくち思うちゃけんが、今度は女性の消防団を確保するちゅうことになんじゃったが、恐らく今の減額の対象となる人は、子育て世帯の人であって減額する対象になると、町の政策としても、だんだんつじつまが合わんことになって、出生率が何じゃの言いよるけんど。

やっぱりある程度余裕がないと子供を産んだり、育てたりされんじゃが。何か、町の出生率対策とか、消防団画策という、口じゃそういうなのを言いよるけんど、目に見えた、やっぱりそういうところは見えんもんじゃから、どうもおかしいちゃけんどんよ。

国は国策です。国に従って、町は町でそれなりの手当てをしていくとか、今の消防団の団員画策に従うべきじゃねえとですか。国の国策に逆行する町策になるがよ。

今まで俺は見とちゃっけんが、出初め式とか、年2回訓練をしょっと見とっちゃけんどんよ、やっぱり何らかの犠牲を払ってしょってやけんどんよ、ほとんどが今の対象になる人よね。

国がどげな政策をとって、5万円上げよるとかちゅうなんよ組んで、やっぱり町は町でそれなりの対策を取っていかんと、消防団じゃの、出生率じゃのちゅうとは、消防団も確保ができませんが、今のようやり方やったら、今度は女性の消防団員が何か下がるちゅうようななんになってきます。女性の消防団を確保するちゅうようなこつ言いよったけんど、こういうことしょったら、女性の消防団は入ってきません。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 先ほど申し上げました国のほうの制度の退職報償金ですが、これは、町としても毎年予算で消防団福祉共済負担金ということで、後ほど出ますが、

平成27年度72万9000円、そういった負担金を納めて、町としてもそういったことを行っております。

それと、以前にも御説明させていただいたと思うんですが、過去3年間をちょっと見た場合に、1年間の平均出勤回数が5回ということで申し上げたと思います。

この場合、先ほど議案第3号でありましたように、その差額が従来としますと1万4000円増額することになります。消防功労金該当になるまでに10年あります。そういった場合に、10年以上の場合に2万円減額したとしても、それまでの10年間に手当として14万円増額しますので、やはりトータルで考えれば、本人に支給される分については12万円の増額になりますので、下げるといふことの視点ばかりじゃなくて、その分をこちらの実際毎年支給される分で、消防功労金のほうは退職時点にしかわりません。ただし、出勤手当のほうは、毎年上半期、下半期、支給時期ごとにわたりますので、やはりトータルで考えれば処遇改善につながっていくし、消防団員の確保につながっていくと考えております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 町がどういう姿勢で消防団を確保するかちゅう施策が見えんちゃけんど、きょうの新聞じゃったが、見たっちゃが、佐賀県のどこじゃったか知らん、60歳以上は今の現状のままの報酬じゃけんど、若い人が議員ちなったら30万円の報酬にするちゅうような条例改正案が出てきてるようなんじゃが、いかにしても、また、町の若い者を、何か子育て世代を確保するかちゅう、若い者をどんどん何するちゅうか、そういうなんが見えんと。ここん町は。

これをしたち、どんくらい町の財政的に影響があるか知らんけんど、そんげなんとは俺は関係ねえと思うと。町が若い者を呼び込んだり、出生率を上げていくかちいう、そういう姿勢の問題。金額じゃねえして。

こんぐらいこうしよったら、恐らくこんなんがどんどん先細りして、今度の農業予算で見とつても、昔はよかけんが、サップじゃの、若者の欄に補助を出してきよったじゃったがよ、何で減がったとか言ったら、人数に合わせて言いよるけんどんよ、少なくなるほど、おれば予算を充当して確保する政策をつくらにやならんと。

減がったから減がしただったら、ふえんとがあっちゃけんど、何か見解の違いか知らんけんど、世の中の、今、安倍さんがやりよる地方創生じゃの、出生率を上げるじゃのちゅう政策と逆行しとるけんどね。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 見解の相違と言われたらなかなか厳しいところですが、郡内の消防功労金とか、県内、こういった制度があるんですが、そういったところから見ましても、本町については、今回、先ほどありました出勤手当のほうに一部充当させていただいても、この減額した金額というのは遜色のない金額じゃないかと思っております。

例えば、都農町の場合、現行が班長以下の場合10万円、部長の場合12万円、それ以上になると金額が上がりますが、本町の部分が特別引き下げが厳しいとかじゃなくて、ほかの宮崎

市、高原町と日向市とか、ほかのところ、県内を見渡しても、本町は十分に、処遇については大変改善されているんじゃないかというふうに思っております。

なお、ちょっとお断りしますが、議案第3号のほうでありましたふうについては、5,000円になると、木城町と三股町だけということで、川南町が5,000円と言うと、こういった法律が施行されて、改善する旗頭、先頭を切っているんじゃないかというふうに思っておりますので、これは消防団にとって、かなりなインパクトがあるんじゃないかと考えております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 都農がじゃねえが、木城町がどうじゃねえで、これは地域防災の中の中枢を担う人だ、この消防団は。地域として考えんにゃ、地域防災の意味がねえじゃねえの。

木城がどうじゃろうが、都農はどうでもええっちゃがね。川南が地域として、どげんして地域防災を計画の中で何していくかの問題であって、だから、川南が地位としての姿勢を見せればええだけのこっちゃがね。都農は都農、新富は新富、木城は木城じゃがね。そう合わせる必要はねえわね。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 今、地域の防災の話が出たんですが、確かに消防団員はこういった公助の部分のマンパワーの一番最先端の部分だと考えております。

そういった中で、地域防災計画書の中でも、先日一般質問でもありましたが、自助、共助、公助の部分を地域防災計画書の中で、計画の基本方針の中で、基本的考え方、防災に関しては、平常時からの備えが重要であるとの観点から、町では住民の防災意識の向上を図るとともに、自助、共助、公助の適切な役割分担のもと、防災対策を推進することで、災害に強い地域づくりを目指すということで、地域防災計画については、この中でうたわしていただいておりますので、そういった点、漏れなくそういった備えはしていると思っております。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(中津 克司君) この件についてですけども、いわゆる説明では、班長及び団員については1万円、それと、部長以上の階級については2万円の減額ということですけども、これも、10年、20年、30年という支給年度があるわけですけども、単年度で幾らこれで減額になるというふうな試算をしてあるんですか。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 単年度ですか。

○議員(中津 克司君) だから、これは減額するわけでしょう。減額しますけども、それぞれ年度でやめる人がちがうと思いますけれども、どれぐらい減額になるというふうな試算をして、こういうふうな提案をしてあるわけですか。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 退職消防団員については、その年で違ってきます。試算というのはなかなか難しいところなんですけども、例えば、今年度につきましては19名の団員が退職しておりますが、該当になる分については、11名が対象になりますので、通常、それと役職的には、10年以上になると部長対象がほとんどになるかと。1名いらっっしゃいますけ

ど、大方、8割以上は部長以上の対象になるんじゃないかと思っております。

具体的な試算については、その年、その年でちょっと見込めませんので、具体的な数字がイコールこういった積算になるかと言うと、ちょっと難しいところもありますので、毎年、変動はしていきます。

以上です。

○議員（中津 克司君） では、今おっしゃった11名で減額した場合、2万円になっとですよ、部長。それで、2万円ということでは22万円という考えでええわけですか。ことしは、年間に22万円ということですね。

ということは、22万円ぐらいの減額であれば、私は減額する必要があるのかというふうに思うんですが、そこら辺はいかがですか。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 1つは、確かに議員がおっしゃられるように、その22万円の減額、それと増額、先ほどの指導手当が134万4000円になるわけなんですけど、先ほど申し上げたように、これまでの経緯、子育て祝い金支給条例の廃止、それから、平成24年12月の敬老祝い金支給条例の一部改正によって、88歳到達者の祝い金等を廃止しております。

そういった流れからして、やはり国の手厚い報奨金制度が5万円もアップした場合に、幾ら子育てとか、そういった少子高齢化のことを考えたとしても、福祉の流れからしたら、やはりトータルで見たら支給額は上がってきますので、ここは、町としての流れとしては、こういった福祉部門の廃止をこれまで行ってきておりますので、やはりここは2万円の減額というのは、全体的な流れから見たら当然のことではないかと、これはこちら側の考えなんですけど、そういったことであります。

以上です。

○議員（中津 克司君） わかりました。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） この条例のことなんですけど、今、児玉議員もいろいろ言われて、私も。

結局、課長のほうでいろいろお答えは出たんですが、今、課長が言われたことってことは、多分、消防団の皆様には入らないんです。こうだからこうで、こうですということは。

結果的に消防団の方の耳に入るのは、功労金が下がったと。2万円下がったということしかないわけです。財政と言われたときに、本当に年間のその金額で、この自治公民館制度の一番大きな柱の中に、個人解消もありますけど、防災に力を入れるということもあつたはずなんです。

その中で、下げようという行為が、今この時期に必要なのかということはあるんですが、今まで課長が平等性とか言われましたけど、一番大事な柱ではないかと思っております。

これは提案された町長に伺いたいんですが、このような提案ということに対して、消防団員の意識が低くなるということは考えられませんでしたか。

○町長（日高 昭彦君） いろんな考えがあると思いますが、結果的には、消防団本人にとっては上がるという意味と、この功労金の意味が、国からもらう金において、足りない分を町が補填するという、もともとの考えに基づいてございますので、そういう目で言えば、国のほうが上げた。ということは、町が補填する度合いは少し減ったというのも当然だと思いますし、消防団についての位置づけは一切下げているという思いはございませんし、これからもそういう期待をしている消防団であると認識しております。

○議員（徳弘 美津子君） いろいろ提案されたから思われるんでしょうけども、ちょっと私もはっきりではないんですが、木城のほうで、職員が消防団活動をする場合の費用弁償か何か、少し職員としての報酬があるから、何かちょっとわかりませんが下げたということを知っていて、そのときに、やっぱり意識が低くなっちゃって、ちょっと確認はできていませんが。

下げるっていう行為を、その1つだけしかないんです。幾ら国が上げたからって、国はいろんな理由で打って上げるわけですが、国が上げたから、町はこっちの費用弁償を上げるから下げますと、下げるっていう言葉1つしか、多分、消防団員さんの耳には入らないと思います。

これは答えは求めませんが、このような考え方の中で、本当に地域づくり、また、この自治公民館制度で防災を力を入れようという気持ちになるのかどうか不明です。

質問はいいです。終わります。答えはいいです。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務厚生常任委員会に付託します。

- | | | |
|-------|--------|---------------------------|
| 日程第14 | 議案第15号 | 「平成27年度川南町一般会計予算」 |
| 日程第15 | 議案第16号 | 「平成27年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」 |
| 日程第16 | 議案第17号 | 「平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」 |
| 日程第17 | 議案第18号 | 「平成27年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算」 |
| 日程第18 | 議案第19号 | 「平成27年度川南町下水道事業特別会計予算」 |
| 日程第19 | 議案第20号 | 「平成27年度川南町介護認定審査会特別会計予算」 |
| 日程第20 | 議案第21号 | 「平成27年度川南町介護保険特別会計予算」 |
| 日程第21 | 議案第22号 | 「平成27年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」 |
| 日程第22 | 議案第23号 | 「平成27年度川南町水道事業会計予算」 |

以上9議案を一括議題とします。

これから本9議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（税田 榮君） 議案第15号平成27年度川南町一般会計予算の中で、6款1項3目農業振興費についてお尋ねします。

この745番に、多面的機能支払い事業とありますけど、この多面的事業というのに露地作物が入っているのかが1点。

それから、5目の園芸振興費の中で298番、川南町園芸特産振興対策事業補助金、この特産とはどういうものかを説明願います。

それから、6目畜産業費ですけれども、優良肉用繁殖牛導入事業補助金、これ、1頭にどのくらい補助をするのか、説明をお願いします。

○農地課長（新倉 好雄君） ただいまの税田議員の御質問にお答えいたします。

6款1項3目の多面的機能支払い事業についての御質問だと思いますが、この多面的機能支払い事業につきましては、平成26年度より創設された事業でありまして、内容としましては、農業の多面的な機能の維持や発揮のために水路や農道等の管理活動を行う協働活動に対して支援していくものであります。

営農関係の作物についての補助ではありません。作業に関する活動支援事業であります。以上でございます。

○産業推進課長（押川 義光君） 税田議員の御質問にお答えいたします。

121ページに示しております298番、川南町園芸特産振興対策事業の件でございますが、川南町の園芸で生産されます全ての作物を想定しております。

ただ、これにつきましては、コスト低減を図るということと環境化低減を図る、それから、販路拡大等を進めていくという事業に対して補助するというところで考えております。

これにつきましては、一応3年間ということで、昨年度を初年度としまして3年間という形で、要綱を定めて補助しているところでございます。

それからもう1点、同じく121ページの畜産業の優良肉用繁殖牛導入事業でございますが、これにつきましては、優良な雌牛をこの地域に残すという意味がございまして、郡品評会優等賞を本町に導入した場合に10万円、郡品1等賞が7万円、2等賞で5万円と、全て群品評会の優良牛ということで考えております。

以上でございます。

○議員（税田 榮君） それでは、多面的機能のことなんですけど、これは農道の舗装とか、排水事業なんていうのは入っているというふうに考えていいんでしょうか。

○農地課長（新倉 好雄君） 税田議員の御質問にお答えいたします。

作業内容としましては、主に水路の土砂上げとか、農道の路肩補修であったり、今御質問にありましたような舗装を行うとか、水路をかなりの延長にわたって回収を行うと言ったところまでの作業に対しての補助という意味合いではございません。

平成25年度まで行っておりました農地・水活動事業に対しての後継事業ということで、引

き続き行っている事業でございます。

以上でございます。

○議員（税田 榮君） この園芸振興費の298番なんですけど、全ての作物ということで200万円なんですけど、200万円ではとても話になるようなことではないと私は思うんですけど。

これは補助をあとで組んでもらえればいいことであると思うんですけど、こんなところは、私はもうちょっと金額を上げて、農業の人たちに、もうちょっと魅力ある農政になってほしいと思います。

これは質問ではありません。以上で終わります。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中津 克司君） 歳入歳出で伺いたいんですけども、町税からずっと財産収入なり、寄附金なりあるわけですけども、自主財源比率が何パーセントでこの計画がしてあるのかを伺います。

と申しますのは、町税については86万7000円、もう微増です。それと、一番多いのが寄附金の1億5000万円、これにつきましても、ふるさと納税ということで他人依存的なところが多いわけで、非常に不安もあるわけです。それと繰入金、前年対比で1億1600万円ということなんですけれども、自主財源比率をお伺いします。

それと、歳出のほうで、義務的経費が何パーセントで計画してあるのか。それぞれのところで人件費なりありますけれども、そこをお伺いします。

○総務課長（諸橋 司君） 中津議員の御質疑にお答えをいたします。

予算の総額の67億7700万円のうち、自主財源の比率、自主財源には町税、繰入金などが含まれますが、金額として22億6,171万9000円、率にして33.4%となっております。

それから、歳出のほうの義務的経費につきましては、義務的経費の中に人件費、公債費、扶助費が含まれますが、金額で34億4837万円、率にして50.9%を占めております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 今の義務的経費のほうなんですけれども、50.9%ということで、50%を超えております。平成25年度の予算では51.1%ということで、このときも50%を超えているようなんですけれども、26年度予算で48.1%、改善されたかと思ったら、また50.9%ということで、骨格予算ということで肉づけができますと、分母のほうがふえますので、これは減るのかというふうなことで思っておりますけれども、自主財源につきましては、33.4%、3割自治ということが言われますけれども、これはまたいいのかと思いますけれども、こちらのほうも分母がふえると減ってきます。

そこら辺について、自主財源の確保を具体的に考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○総務課長（諸橋 司君） 自主財源確保につきましては、今年度からふるさと納税にも

取り組んでおりますし、新年度から税の徴収、こちらのほうも力を入れていくことで、今、検討しているところでございます。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(徳弘 美津子君) 議案第15号平成27年度川南町一般会計予算の中で、まず1つ、19ページの負担金、11款分担金及び負担金の中の民生費負担金の保育所の保育料の保護者負担金ですが、今回、保育料の見直しがあることで、どれくらい昨年より減額になっているのかということと、これは所得に応じるのでまだ試算なんでしょうけども、昨年よりはどのくらいの減額になったのかということと、支出の中の3款民生費の2項児童福祉費、199の保育所の中の技術員補助、これは調理業務の技術員だと思うんですが、先般、新聞のほうでも取り上げられて、2名ほどの職員待遇の調理員募集ということがありましたので、多分、個々の中に入っているんだと思うんですが、どれくらいの職員待遇の中の賃金、あるのかということと、もう1つ、同じく児童福祉費の児童館費の分ですが、再任用によりまして、一般職員という形で2人採用しますが、このあたりの処遇というのもどういうふうになっているのか。給料制なのか、時給制なのかということがわかればよろしくお願いします。

○福祉課長(篠原 浩君) 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

今回の新しい制度の中での保育料の減面に伴いまして、保護者負担金がどのくらい減額になったかということでございますが、これにつきましては、うちのほうの試算では約27%ぐらいの減額になるものと予想しておりまして、2,500万円程度減額になるものと考えております。

それから、技術補助員関係の御質疑でございましたが、これにつきましては、平成27年度から保育士の短期任用の職員を2名配置する形にしております。これにつきましては、中央保育所と番野地保育所に、正職員と同じような扱いになるわけですが、給与として予算措置がされる形になります。

以上でございます。

○議員(徳弘 美津子君) 再任用も一緒。児童館費も一緒。

○福祉課長(篠原 浩君) 児童館の給与関係。

○議員(徳弘 美津子君) はい。再任用。

○福祉課長(篠原 浩君) 再任用につきましては、再任用の規定の中で、今回2名分で給与としまして445万円の計上という形になっております。

○議員(徳弘 美津子君) 児童館費になりますが、あそこは児童数が20名とかいう感じなんですけど、例えば、責任の持ち方の中で、責任ある立場の中で再任用とした保育士が必要だと思うんですが、それがやっぱり2名必要になったのか。

例えば、1名が再任用で、1名は臨時で扱いとか、その給料額が多少違うかと思うんですが、再任用のほうがよかったのかということの検討はどうだったんでしょうか。2人

でないと行けないという規定、何かあるんでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

児童館の再任用2名必要だったかという御質疑かと思いますが、児童館につきましては、今まで正職員が2名と臨時職員1名、パート職員1名、4名の構成で行っていただいております。本年度、平成25年度に、平成27年から正規の職員、在職の職員という意味だと思いますが、その職員を引き上げるという形になりまして、いろいろ検討させていただいておりますが、いきなり臨時職員対応とかいう形になると、なかなか理解も得られないということで、平成27年からは、とりあえず再任用の職員2名対応と。プラス臨時職員1名と。パート職員の1名については、今回はカットさせていただいております。

以上でございます。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第15号の産業推進課関連のことですが、緊急雇用創出事業が書いてありますがどんなものかということと……。111ページから113ページと思いますけど、5款1項1目の13節のところだと思いますけど。（「はっきり言って」と呼ぶ者あり）

○議長（竹本 修君） マイクをつけてください。

○議員（内藤 逸子君） 112、113ページの5款1項1目の13節委託料のところ、補足説明で、緊急雇用創出事業中、地域特産品振興事業の6月までの事業が継続されますので計上いたしましたと書いてありますが、具体的にどんなものかということと、次のページの118、119ページの尾鈴地域農業再生協議会への補助の中で、青年就農給付金150万円、1,500万円、10人分を予定していますと書いてありますが、既に決まっているのか、誰に支給されるのかということと、その下のほうで、優良肉用繁殖牛導入を行うための資金として、農家に貸し付ける21頭分と予定していますということですが、56頭分を予算措置しておりますということですが、どんな方法で貸し付けるのかということをお聞きいたします。

○産業推進課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

113ページの緊急雇用関係の委託料でございますが、提案理由の補足でも申しましたけれども、昨年7月から商工会のTMOという団体の中に、地域特産品の開発という形で、臨時職員なりを雇っております。その緊急雇用創出の7月から実施した分が6月で切れるという、1年間ということになっておりますので、残り、6月までの分の委託料を計上しているところでございます。

緊急雇用につきましては、この1年間の分が終わりましたら全てが終了するというところで、商工会のほうの方々も委託は終了という形になっているところでございます。

それから、次が119ページの中段にあります723番の説明のところの青年就農給付金でございますが、前年度から引き続きの方々7名いらっしゃいます。それから、3名が新たに27年度から支給予定になっている方々を想定しております。合わせて10名ということで、予算を計上させていただいております。

それから、優良肉用牛の貸付金の御質問でございました。123ページの315番のところでございますが、これにつきましては、児湯郡市内のせり市場で、平均以上の価値を持った牛を導入するということが規定しております。ただ、その農家自体が共済に加入されているということを条件に付しております。

それで、2割は本人負担をしていただきながら8割を貸し付けると。2年間は猶予期間を設けておまして、3年目から返済をいただいて、5年で完了するという内容になっております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 商工会に臨時職員を雇って商品を開発する事業だったということですが、今度、それが終わるということですけど、商品開発はうまく言ったのかどうかお尋ねします。

○産業推進課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

この事業につきましては、開発されたものは、川南特産物を使った商品開発ということで、肉みそというものを開発し、順調に伸びているというふうに考えています。

以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに。

○議員（米山 知子君） 27年度の一般会計について質問いたします。

幾つかあるんですが、まず、83ページの3款1項社会福祉費の中の738番、コミュニティーソーシャルワーカーを設置するということですが、具体的にどういうことなのかということをお聞かせください。

それと、次が97ページ、3款2項児童福祉費の中で、これは関連するんですが、212の放課後児童対策事業で、27年度から全ての小学校で放課後児童クラブを設置するということですが、同じくこの予算の中に、169ページ、10款教育費、社会教育費の中で469、放課後子供プラン事業っていうのも計上されてます。これは、毎週水曜日に子供にいろんな体験をさせるということで、前年度、その前からやられている事業ですけれども、これと学童との関連性、どういうつながりを持ってするのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それと125ページ、6款農林水産業費の1項農業費の中の700番、農業基盤整備促進事業。補足説明の中で、これは畑の基盤整備事業というようなことを、私、そうかと思って聞いたんですが、もし間違えていたら済みませんけれども、多分、集約化して農地を広げるというような事業ではないかと思うんですが、現在、土地改良区で、水田の場合には畦畔除去というのをやっていると思うんですけど、これの畑番なのかということをお聞きしたいと思います。

それと157ページ、10款教育費の中の2項小学校費で、443番、小学校講師賃金で、山本小に講師を雇うということですが、これはどういう形なのか。よく、よそで聞くとところに、小規模校になって、いわゆる複式授業になった場合に、それをしたくないということで、町雇

いで先生を配置するというようなことも聞いておりますので、それなのかと、違うのかということ、この山本小の講師というのがどういうものかをお伺いいたします。

それと、ちょっと予算書で見つからないんですが、通山小学校の前の、以前から公園、県の土地を借り上げています。多分、借上料が年間34万円だったと思うんです。これをどうするのかってというのは将来的な構想、このままずっと賃借でいくのか、それとも買い上げるのか、それとも、ほかのいろんなグラウンドとかがあれば、そういうので使えるのであればもう借りないのかとか、将来的に、このまま年間34万円の賃借料を払い続けながら続けていくつもりなのかどうか、その将来性についてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○福祉課長（篠原 浩君） 米山議員の御質疑にお答えいたします。

82、83ページの738番、地域福祉推進特別支援事業補助金の464万6,000円のコミュニティーソーシャルワーカー設置についての御質疑だったと思いますが、これにつきましては、今、いろんな都市部であったり、町村部、いろんなところでコミュニティーソーシャルワーカーという言葉が出てきています。

これにつきましては、別名で地域支援コーディネーターとも呼ばれていまして、現在の制度の狭間で複数の福祉問題等に関して、地域でいろいろな問題がありますが、本町におきましても、例えば、ごみ屋敷問題であったり、それとか、引きこもりの問題であったり、児童虐待の問題であったりと、そういった部分で、地域に下りていって解決の糸口を引き出していかないといけない問題が多数ふえてきているのが現状でございます。

そういった部分におきまして、その解決に取り組むための支援のコーディネーターの設置を、今回、行うものでありまして、その1人でそれを解決するという意味ではなくて、個別支援をやったり、その地域支援を発展させて、地域で取り組む形を構築していくとか、そういう部分の足掛かり的な部分としまして、今回、コミュニティーソーシャルワーカーを設置するものでございます。

以上でございます。

○教育課長（米田 政彦君） 米山議員のただいまの御質問にお答えします。

まず、96ページ、97ページの放課後児童対策事業に関してですが、こちらは御承知のとおり、これは国の放課後子どもプランの一環として、厚生労働省が放課後児童対策事業、文部科学省が放課後子ども教室事業を、子供の居場所づくりという共通の観点から、それぞれ打ち出している施策の1つであります。

まず、放課後児童対策事業の児童クラブの件ですが、平成27年度から、全ての学校において、児童クラブを開設することを計画して、予算計上したところなんですけれども、補助の対象となる開所日数というのが、確か、年間200日を超えていなければ補助の対象としないというところと、実際に予定する児童がどれだけいるのかというところでアンケートを取った結果、多賀、山本地区につきましては、少人数に至るというところと、利用希望が長期休

業期間中に偏っているところから、来年度は、多賀、山本につきましては、長期休業期間中のみの開設を計画しているところです。

168、169ページの放課後子どもプランにつきましてですが、こちらは、従来行っております週1回の放課後子ども教室です。こちら、両方とも先ほど話を述べさせていただきましたが、一体型という形での検討は、常々県と協議をして国にもお願いをして、両方とも所管する省庁が違うところからお金が来るということで、補助の対象となる、ならないというところで、県も非常に頭を悩ませているというふうに申されておりました。

我々としましては、放課後児童クラブの児童も対象として、放課後子ども教室に受け入れる方法を考えていきたいというふうに申し入れをしておるところです。

ちょっと戻りますが、156ページ、157ページの小学校の講師賃金ですが、こちらは山本小学校の複式授業解消のために、年間700時間の授業をやっていただくということで、町が単独で雇い入れるものでございます。

以上です。

○農地課長（新倉 好雄君） 米山議員の御質問にお答えいたします。

予算書の125ページ、6款1項7目農地費の中の700番、農業基盤整備促進事業の内容につきましては、27年度4,000万円の計上をさせていただいておりますが、御質問にありました、田畑の区画拡大については、2.5ヘクタール分、額にしまして250万円が含まれております。

そのほかの3,750万円につきましては、田畑の暗渠排水工事、農業者が行う田畑の地下に排水管を入れていく事業がありますが、その分が25ヘクタール分、3,750万円が含まれております。

御質問にありました畑だけかという質問でございますが、川南原土地改良区においては、管轄する水田、田んぼの区画拡大については、数年前から同じ事業を町と協議の上、取り組んでおりますが、昨年度、アンケート調査を行って、畑、田んぼの持ち主の方、川南原土地改良区以外の方も御希望者がおられましたので、今年度、新たに2.5ヘクタールの区画拡大を、現在、国に交付申請を行っているところでございます。

以上でございます。

○副町長（山村 晴雄君） 米山議員の通山農村公園の件につきまして御説明申し上げます。

この件につきましては、平成6年から26年でちょうど20年賃貸をしております、ちょうど賃貸の更新が昨年、26年から新たに賃貸があつて、その時点で譲渡してもらおうということでお願いに行つたんですけども、県も1年に1回しか土地の審議会というのがないということで、とりあえず、26年からは5年の賃貸を一応結びまして、実は、先月の末に県の地域農業振興課のほうに譲渡をしていただけないかということでお願いに行きまして、それから、3日前に農業大学のほうにも出向きまして、方向性としては、何とか27年度中に譲渡ができるような予定でございます。

正式には、今度の5月に年に1回の審議会があると。その会に上げてもらつてということ

でありますので、感触としては、その方向で行くということで、27年度中には取得できるものと見込んでおります。

以上です。

○議員（米山 知子君） 一番最初のコミュニティーソーシャルワーカーですが、今言われたように非常に大きな問題を解決する糸口になればと私も思います。

これは、結局、国のほうからそういうことに対しての予算が来たのかどうか。それと、既にソーシャルワーカーとしてお願いする人が決まっているのかどうかということをお伺いをしたいと思います。

それと、次の放課後児童対策事業で、学童クラブと放課後子ども教室の件ですが、今、課長もおっしゃったように、子供は1つなのに、担当する課が違うからバラバラというのは、非常に、これは私から見ると大人の都合で難しくなっているのかと思います。

ですから、ぜひそれは、子供は1人なんだと。いろんな制度の違いだけでも、その恩恵を受ける子供は1人だということを進めていただけたらと思います。

特に、多賀小の場合には、放課後教室のほうは別館で行いますので、学校から移動します。それが慣れてしまえばということですがけれども、やはり安全面の問題とか、あるいは時間的ロスの問題とかありますので、やっぱり学童クラブの中で放課後児童クラブっていうことも運営できたら一番いいのかというふうに思いますので、そこ辺の配慮はできるのかどうかということです。

それと、もう1つの基盤整備のほうはわかりました。主が暗渠排水のほうということですね。わかりました。ありがとうございました。

山本小の講師の件に関しては、今、新聞報道なんかで小規模校っていうのを統合するというようなことがどんどん報道されて、川南町とすれば、まだそこまでの段階には来ていないのかと思いますが、やはり先々を見据えたときに、各町村でも考えがいろいろあるみたいで、学校っていうのはやはり地域の核なので、いろんな支えをしながら学校を存続させる、いろんな工夫をしながら学校を存続させるという方向と、統合をすると、それぞれにメリット、デメリットがあると思うんです。

ですけれども、川南町も遅かれ早かれ、やはりこれだけの少子化ですと、そういう問題も直面してきていると思いますので、長い将来を見たときにどういう方向で行ったらいいのか、五ヶ瀬あたりはやっぱり離れているというのがあって統合が難しいと。そのかわりに小規模校のデメリットをどうしたら解決できるかというようなことに工夫をします。

逆に統合すればいいと。スクールバスで送り迎えをすればいいじゃないかというようなことが、やっているところは、それを実施した結果で見ると、また、それなりのデメリット、例えば、その集落の問題ももちろんありますけども、子供自身に関しても体力の問題であるとか、あとコミュニケーションの問題とか、そういうことも聞きますので、やはりどちらにとってもメリット、デメリットはあると思いますので、川南町としても、そういうことは常

に視野に、近い将来来るんだということで、どういう方向に進んだらいいかというのは検討を重ねていただきたいと思います。

ソーシャルワーカーのことについてを、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○福祉課長（篠原 浩君） 米山議員の御質疑にお答えいたします。

ソーシャルワーカーの設置につきましての財源の問題でございますが、これにつきましては、予算書の26、27ページになりますが、13款2項2目1節の社会福祉費補助金の中の生活困窮支援等のための基盤づくり事業、2分の1、200万円とありますが、この事業の国庫財源でございます、補助率が2分の1で上限が200万円というせつていがございますので、464万6000円のうちの200万円が国庫補助という形になります。

この職員につきましては、社会福祉協議会に配置する形にしておりまして、現在、選定をお願いしているところでございますが、社会福祉士資格とか、社会福祉主事資格を持った経験豊かな方をお願いするというので、お願いしているところでございます。

以上でございます。

○議員（米山 知子君） 先ほど課長が言われました、いろんな今起こっている問題、それを解決するには、とてもこういうソーシャルワーカーを1人配置したからすぐどうかなるといって問題ではなくて、確かに糸口になるということですので、その人がどういう動きをするか。1人では決してできないと思うんです。

特に、老人の孤独、孤立している人、私も懸念しているのが、表に出てこないんですけども若者の引きこもりっていうのが、老人以上に外に出てこない。というのは、若者は、まだ親が元気です。例えば、20代の子だったら親はせいぜい40、50、60ぐらいまでですから、十分に親の庇護のもとで暮らしていけるような状態なんです。

そうすると、親のほうは、いるんだけど表に公にはなかなか言えない。でも、その子の将来を見たときに、このままずっと月日を過ごしてて、この子はいったいどうなるんだろうというのが、身近なところでちょこちょこ耳にします。

ですから、そういう表に出ないようなものをどうやって引き出していくのかというのが、私は、こういうソーシャルワーカーを設置したとしても、表に出てこないのはなかなか拾いにくいと思いますので、社会福祉協議会に委託されるということですので、社会福祉協議会の別の職種の人たち、地域に頻繁に行く、例えば、ヘルパーさんとか、介護支援員、そういう人たちからの情報とかももちろん入れながら、いかに表に顕在化していないようなものを把握して、このソーシャルワーカーにつなげていくかというような仕組みというのが非常に大事になってくると思いますので、そこらあたりもつけ加えて、社会福祉協議会のほうには委託をされたらいいんじゃないかと思います。

これは、ごめんなさい。意見ですけど、よろしくお願いします。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第15号平成27年度川南町一般会計予算の65ページ、この自治

振興費における振興班長報酬、自治公民館長報酬、自治公民館運営委員報酬について伺います。

これは、この各振興班も、公民館も何も、世帯数の差があると思うっちゃけんどんよ、そうした場合、同僚議員も一般質問で、自治公民館長の報酬を上げたりなんたりしたほうがええっちゃねえかちゅう質問もあったっちゃけんどんよ、この報酬の積算根拠、世帯数に差があるわけだから、報酬の積算根拠はいかがなものかと。

99ページの一番上、児童福祉費のエアコン設置工事等が山本と多賀と上がってるわけですが、ほかの学校は中学校を入れて、あと何ぼあつとですか。5つか。そこら辺のところはどげんなつとつとか。これは、児童福祉費になつとるけん、福祉か何か知らんけんど、教職員か、児童の教室かの金額が載っておらんけんど、どっちになつとつかお聞きいたします。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 自治公民館報酬につきましてですが、以前の旧分館、区分館長の報酬の際には、年額36万円ということで、1から24ありましたが、一律36万円支給しておりました。

これにつきまして、各区、分館長さんから、世帯数の大きいところと少ないところ、極端な話を言いますと、振興班規模ぐらいで1つの分館を持っているところもありまして、そのことをずっと区、分館長さん方からお話がありまして、そういった反省点を踏まえまして、今回、自治公民館報酬につきましては、7区分に分けまして、まず、600世帯未満、600世帯以上700世帯未満、700世帯以上1,000世帯未満、1,000世帯以上1,200世帯未満、1,200世帯以上1,300世帯未満、1,300世帯以上1,500世帯未満、1,500世帯以上ということで7区分に分けて、それぞれの区分に応じて、1世帯当たりの単価をかえさせていただいております。

それと合わせまして、地域割、いわゆる面積の大きいところと小さいところがありますので、地域割につきましても、世帯数が一番少ない600世帯未満のところになりますと、地域割5万円、それから、1世帯当たりの単価100円を設けております。

それから、一番大きいところになりますと、1,500世帯以上のところになりますと、地域割2万円、それから、1世帯当たり単価70円ということで、毎年度の4月1日現在の積算基礎、ですから、先ほど言いましたように7区分ありますので、7区分のそれぞれの地域割と1世帯当たりの単価を基準にしまして、自治公民館長さん方の報酬については決定させていただいておりますが、これにつきましても、今年度を見まして、やはりそういったお話もお伺いします。

今後また改善、検討する課題は幾つもあるわけなんですけど、これで落ち着くかどうかということもまた含めて、今年度検討していきたいと考えております。

以上です。

○教育課長（米田 政彦君） 児玉議員のただいまの御質問にお答えします。

99ページのエアコン設置工事、多賀小、山本小ですが、ちょっと見づらくなっておりますが、その前のページ、97ページからの引き続きになりまして、こちら、放課後児童対策事業

の一環として、多賀小、山本小学校に環境整備するため、エアコンを設置するものでございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 65ページじゃけんど、世帯割とか何とか言いよったけんが、今、自治公民館長は6人おるけど、6人が今、報酬の額が違うちゅうように理解すればいいわけですね。

自治公民館も運営委員の報酬も24万円で、月2万円でしたか、それもそれぞれ差があるわけじゃけんどんよ、振興班長の報酬も5人のところもおれば、多いところでは50世帯ばかりのところがあるけんど、同じ金額じゃどうかちゅうようなところもあっちゃけんど、事業料が違うわけだから。

いまいち、この自治公民館運営ちゅう、この業務自体がはっきりわからんところもあっちゃけんど。大丈夫なんですか、この振興班長も何も、振興班3名のところもあるし、50世帯もあるし、また、自治公民館の運営委員も何も一緒じゃけんど。

こういうやり方でずっとやって、一応、立ち上げたばかりやから何じゃけんど。考える必要はねえとかお伺いします。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 議員がおっしゃられるように、報酬につきましてはいろんな考え方、算出根拠は出てくると思います。

私たちは、これまでの区、分館長報酬、年額36万円の反省、そういったお声をいただいて、今申し上げたような細かな積算根拠を設定させていただきました。

確かに、運営委員の部分につきましては、一律2万円ということなんですが、これはなぜかと言いますと、自治公民館長さんのほうが主体的な業務になっておりまして、運営委員さんを設置した理由というのは、移行期間に対する、そういったつなぎの役目をしていただく、顧問的な役割をしていただくということで、業務的には相当の開きがあると思っておりますので、これについて、世帯数とか、そういったいろんな条件を加味するのも、それは一考かもしれないけれども、これは一律でいいんじゃないかというふうに思って設定いたしております。

ですから、言えば、振興班長報酬につきましても、1世帯の単価800円で設定しております。これにつきましても、いろんな御意見があろうかと思いますが、今のところ、こういったことで推移しておりますが、先ほどありましたように、自治公民館長報酬につきまして、やはり世帯数の多いところ少ないところ、それを申しますと活動費の関係も出てきますが、そういった部分については、毎年検討を加えながら、必要な時期が来れば提案させていただきたいと考えております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 振興班の関係じゃけんど、通山地区の公民館では、番野地はどんくらの振興班があるか知らんけんど、通浜は9つあるわけじゃが、面積問題もあるかもし

れんけど、上は、通山が19の振興班ちゅうようなんが話も聞くけど、そうした場合に、もうちょっと世帯が通浜と通山ではどっちが多いか知らんけど、世帯数は通浜のほうが多いと思わっちゃけど、ちっと自治公民館制度で網を広げたっちゃかんよ。

振興班を少ねするような努力はできんとかよ。そうすつと、大分、減がっちに思うちゃけんどんよ。何でかち言うと、俺は、今度総会の案内状が来とるけど、うちから通山小学校の体育館は、それ考えたら、総会に行くときに、通山の今まであったがよ、広いになるかち言ったら、俺が行く所より比べたら3分の1もねえわけだわ。広りちて。それ考えたら、今、19とこが、俺は10ぐらいになってええともあっちゃけど、そこ辺はどげん思わんね。

説明でけんとかて。手当てばっかせんとならんとかって。統合できんとかって。

○まちづくり課長（永友 尚登君） 振興班の統合ということによろしいでしょうか。

○議員（児玉 助壽君） はい。

○まちづくり課長（永友 尚登君） その件は、振興班の結成自体が任意的なものでありますし、以前も23年度だったですか、統廃合につき、117に編成変えするときも、相当な振興班変更については、線引きの変更については、相当な住民感情の反対がありました。

これは、あと統廃合については、これも自然にそういった部分ができるんじゃないかと思っております。また、それも進めていかないといけないと思っております。

それは、最初から申し上げているとおり、こういった少子高齢化の時代になれば、今、269振興班がありますが、これが当然廃止されたりとか、大きくなったりとか、そういった変化は出てくると思うことを見越して、こういった自治公民館、大きい校区に持って行っておりますので、将来的には、最終的には、やはり道とか、川とか、そういった区画で行政区が成り立っていくことが、これが理想であります。今、この時期においては、振興班というのは存在しますし、これを継続していかないといけないと考えております。

以上です。

○議長（竹本 修君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に、議案第16号及び議案第20号から議案第22号までは総務厚生常任委員会に、議案第17号から議案第19号及び議案第23号は文教産業常任委員会にそれぞれ付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

○局長（吉田 喜久吉君） 起立、礼。

○議長（竹本 修君） なお、引き続き、付託されました議案について、各常任委員会ご

との審査をお願いします。

午前11時48分閉会
